

○総務省令第十二号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月一日

総務大臣 片山 善博

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成六年郵政省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第二号若しくは第四号」を「第二号、第四号若しくは第五号」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。